

■ 4条1項11号

不服 2021-015353

<本願商標>

「K A P 8 8」(標準文字)

第6類「金型用の鋼, その他の工具鋼」

※補正後の指定商品

<結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>



引用商標：

第6類「金属の外皮を剥離させた金属製棒, 金属製管, 金属製レール, 溶接用金属棒」を含む第6類、第9類、第12類及び第40類に属する商標登録原簿記載のとおりの商品及び役務を指定商品及び指定役務

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「K A P 8 8」の文字を標準文字で表してなるところ、構成各文字は同じ書体、同じ大きさ、等しい間隔で外観上まとまりよく一体的に表されており、本願商標全体から生じる「ケイエイピーハチハチ」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。

そして、本願商標の上記構成及び称呼からすれば、取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である。

また、本願商標の構成中、「K A P」の文字部分のみが取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない。

そうすると、本願商標は、一体不可分のものであるといわなければならない。

したがって、本願商標の構成中、「KAP」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「KAP88」は、その構成中、「KAP」の文字部分のみが取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせず、一体不可分のものであるから、当該文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして原査定は取消しを免れない、と判断されました。

まず、審決では言及されておきませんが、引用商標を構成する「KAP」の文字部分が要部になり得ることには、異論はないでしょう。しかしながら、本願商標「KAP88」は、あくまで一体不可分の構成からなるものであるから、たとえ「88」が数字だとしても、「KAP」部分のみが要部になることはなく、両商標は非類似であると判断された次第です。

近年の審決では、欧文字と数字を結合させた構成からなる商標の場合、あくまで全体として一体不可分であると判断される傾向があるようです。

たとえば、以前に本ページでも紹介したように、商標「FACT」と商標「FACT4」が、同様の考え方によって非類似と判断されております（不服 2020-015326）。

また、ごく最近の審決の中には、商標「Lock3」と商標「ロック」が、同様に非類似と判断されたものもあります（不服 2021-010399）。

なお、これら二つの事件と本事件とでは、観念に関する言及や比較がある点で、若干異なるとは言えそうです。

以前も述べた気がしますが、本事件のような判断がスタンダードになると、商標「○○○」の商標権者は、防衛のためには「○○○1」、「○○○2」、「○○○3」・・・の商標登録をしなければならなくなるころ、数字は無限にあることから、このような対策は実質的に不可能です。しかし、だからと言ってこのままでは、たとえ商標登録をしてもまったく安心できませんし、商標登録によって商標が適切に保護されているとは言えないように思います。

また、数字を付けると簡単に非類似になるということであれば、第三者による安易なフリーライドや侵害回避行為を誘発しないかも懸念されるころです。

そもそも、審決のような理屈ですと、「〇〇〇」、「〇〇〇1」、「〇〇〇10」、「〇〇〇100」といった商標などが、それぞれ非類似として別の主体に商標登録される可能性もあるということになるでしょう。これが果たして、「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護することを目的」とする商標法の趣旨に沿うと言えるものか、個人的には強く疑問に思っています。

もちろん、実際の判断は指定商品や指定役務にもよるでしょうし、ケースバイケースになるうとは思いますが、審判や審査における商標の類否判断の際に、あまり例の有名判例に引けられすぎるのもどうかと、最近よく感じる次第です。

なお、本事件の場合は、観念では比較できないものの、引用商標に図形要素が含まれているという点は、商標全体として非類似と判断された根拠の一つとなったものと思われま

(弁理士 永露 祥生)

< 2022年6月7日 >